

## 第1章 災害予防計画

### 第1節 災害に強い安全安心なまちづくり

危機管理班・企画班・行政管理班・消防班・商業観光班・農林水産班・建設水道部全班

#### 第1 基本方針

市内における構造物・施設等について、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を作成し、それに基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

なお、首都直下地震に関する防災対策に関して、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震は、当面の対応を要する地震として対策を推進するものとし、当面発生する可能性は低いと考えられるマグニチュード8クラスの地震は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、長期的な対応を要する地震として対策を推進するものとする。特に、マグニチュード7クラスの地震については、様々なタイプが考えられ、どこで発生するかは分からないことに留意し、市の被害が最大となるよう想定を行うものとする。

また、地震防災施設の整備にあたっては、大規模地震も考慮し、効率的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効率的な対策の実施に配慮する。その際には、女性の参画の促進に努める。

#### 第2 主な取組み

- 1 施設等に耐震性を確保し、地域保全機能の増進等地震に強いまちを形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強い安全安心なまちづくりを推進する。

#### 第3 計画の内容

##### 1 地震に強い地域基盤づくり

###### (1) 総合的計画策定上の配慮

市は、総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から市及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

###### (2) 基幹的都市施設整備上の配慮

市は、関係機関と協力し、基幹的な交通・通信施設等の整備について、各施設等の耐震設計やネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化などにより、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

###### (3) 構造物、施設の安全性の確保

市は、住宅・学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

###### (4) 土地保全機能の維持増進

市は、地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの保全機能の維持増進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

###### (5) 地震防災対策の推進

東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、総則第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進するものとする。

###### (6) 社会資本の維持管理

道路・上下水道・公園・公営住宅・病院・学校など、産業や生活の基盤となる公共施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

## 2 地震に強い都市構造の形成

- (1) 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。
- (2) 市は、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。
- (3) 市及び関係機関は、不特定多数が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。
- (4) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- (5) 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

## 3 建築物等の安全化

- (1) 市及び関係機関は、不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。  
特に、市公共施設のうち、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、平成20年2月に策定した「岡谷市耐震改修促進計画」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の耐震改修に努める。
- (2) 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (3) 市は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- (4) 市は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の安全化を図る。
- (5) 災害時の拠点となる庁舎、避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (6) 避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

## 4 ライフライン施設の機能の確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (2) 市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- (3) 市及び関係機関は、コンピューターシステムの固定やデータのバックアップ対策を講じる。

## 5 地質、地盤の安全確保

- (1) 市及び関係機関は、施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。
- (2) 市は、個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

- (3) 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

## 6 危険物施設等の安全確保

市及び関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

## 7 災害応急対策等への備え

- (1) 災害時の対応を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- (2) 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (3) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。  
また、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。
- (4) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- (5) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。  
また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- (6) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- (7) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- (8) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

## 第2節 情報の収集・連絡体制計画

風水害対策編第1章第3節を準用する。

## 第3節 活動体制計画

風水害対策編第1章第4節を準用する。

## 第4節 広域相互応援計画

風水害対策編第1章第5節を準用する。

## 第5節 救助・救急・医療計画

風水害対策編第1章第6節を準用する。

## 第6節 消防・水防活動計画

風水害対策編第1章第7節を準用する。

## 第7節 要配慮者計画

風水害対策編第1章第8節を準用する。

## 第8節 緊急輸送計画

風水害対策編第1章第9節を準用する。

## 第9節 障害物の処理計画

風水害対策編第1章第10節を準用する。

## 第10節 避難収容及び情報提供活動計画

風水害対策編第1章第11節を準用する。

## 第11節 孤立防止対策

風水害対策編第1章第12節を準用する。

## 第12節 食料品・生活必需品等の備蓄・調達計画

風水害対策編第1章第13節を準用する。

## 第13節 給水計画

風水害対策編第1章第14節を準用する。

## 第14節 危険物施設等災害予防計画

風水害対策編第1章第15節を準用する。

## 第15節 電気施設災害予防計画

風水害対策編第1章第16節を準用する。

## 第16節 都市ガス施設災害予防計画

風水害対策編第1章第17節を準用する。

## 第17節 上水道施設災害予防計画

風水害対策編第1章第18節を準用する。

## 第18節 下水道施設災害予防計画

土木班・水道班・関係機関

### 第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。

そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強い安心安全なまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳の整備・拡充を図る。
- 5 管渠の系統の多重化を図る。

### 第3 実施計画

#### 1 施設・設備の課題

- (1) 市は、重要な管渠のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化が進んでいるものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。
- (2) 新たに建設する管渠については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

#### 2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

- (1) 市は、災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
- (2) 市は、対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- (3) 市は、復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間事業者等との災害時の支援協定を締結する。

#### 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

市は、発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

#### 4 下水道施設台帳の整備・拡充

市は、下水道台帳等の適切な調製・保管に努める。また必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

#### 5 管渠の系統の多重化

市は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

## 第19節 通信・放送施設災害予防計画

風水害対策編第1章第20節を準用する。

## 第20節 鉄道施設災害予防計画

風水害対策編第1章第21節を準用する。

## 第21節 災害広報計画

風水害対策編第1章第22節を準用する。

## 第22節 土砂災害等の災害予防計画

風水害対策編第1章第23節を準用する。

## 第23節 防災都市計画

風水害対策編第1章第24節を準用する。

## 第24節 建築物災害予防計画

危機管理班・商業観光班・都市計画班・生涯学習班・施設管理者

### 第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を整備する。

### 第2 主な取組み

- 1 昭和56年以前に建築された建築物について、「岡谷市耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修の促進を図る。
- 2 建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化を図る。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。
- 4 緊急地震速報を有効に活用する体制を整備する。

### 第3 実施計画

#### 1 公共建築物の耐震対策

##### (1) 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

市は、庁舎、社会福祉施設、市営住宅、病院、学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

##### (2) 防火管理者の設置

学校及び病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

##### (3) 施設の安全性確保

市は、施設を新築、改築する場合には、利用者等の安全確保、災害に対する安全性の確保に努める。耐震診断の結果当により改築、改修が必要な施設は、計画的に実施できるように努める。

特に義務教育施設等については、年次計画等により改築、補強に努め、予防対策を実施する。

#### 2 市街地整備

##### (1) 都市公園

「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。

##### (2) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

#### 3 一般建築物の耐震対策

##### (1) 耐震診断・耐震改修事業の実施

ア 住宅、民間の避難施設、多数の者が利用する特定建築物及び緊急輸送道路沿道の特定建築物について、市は県と連携を図り、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行う。

イ 個人所有の戸建住宅等について、市は住宅等耐震診断実施要綱に基づき耐震診断を行う。

ウ 個人所有の戸建住宅等について、市は住宅等耐震補強補助金交付要綱に基づき耐震補強への助成を行う。

(2) 建築物の所有者の対策

建築物の所有者等は、耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る。

4 落下物・ブロック塀等の対策

市は、落下物及びブロック塀、屋外構造物及び屋外設置物等の安全対策について、普及、啓発を図るため広報活動を行う。

5 文化財の対策

市は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
- (3) 所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。
- (4) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

6 住民が行う対策

- (1) 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。
- (2) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じる。
- (3) 地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る。

7 緊急地震速報の活用

緊急地震速報が接続されている施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、マニュアルを整備し定期的に訓練を実施するよう努める。

## 第25節 道路及び橋梁災害予防計画

風水害対策編第1章第26節を準用する。

## 第26節 河川施設・ため池等災害予防計画

風水害対策編第1章第27節を準用する。

## 第27節 農林水産物災害予防計画

農林水産班・関係機関

### 第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。

そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、精算・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなど安全対策を指導する。

### 第2 主な取組み

1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。

また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。

2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林作り指針及び市森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

### 第3 計画の内容

#### 1 農水産物災害予防計画

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を制定し、農業農村支援センター等を通じ予防技術の周知徹底を図る。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事の促進を図る。

(1) 市は、農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

(2) 関係機関は、市と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

(3) 関係機関及び農業者等は、必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。

(4) 関係機関及び農業者等は、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

#### 2 林産物災害予防計画

立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあたっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導する。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策の促進を図る。

(1) 市は、森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

(2) 市は、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

(3) 関係機関は、指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。

- (4) 関係業界は、県及び市と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。
- (5) 住民は、市等が計画的に行なう森林整備に協力するものとする。
- (6) 住民は、施設の補強等対策の実施に努める。

## 第28節 二次災害の予防計画

危機管理班・税務班・消防班・農林水産班・都市計画班・土木班・施設管理者・関係機関

### 第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

### 第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の受け入れ体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講じる。
- 4 [土砂災害警戒区域等](#)の把握、緊急点検体制整備に努める。

### 第3 実施計画

#### 1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

##### (1) 建築物や宅地関係

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、応急危険度判定士の養成・認定を行うなど、県による危険度判定体制の整備が進められているため、市は、判定活動に伴う資料を整える等、被災時に迅速な被災建築物の判定が行えるよう、受入体制を整備する。

##### (2) 道路・橋梁関係

余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、市は、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災時に迅速な点検作業が行えるよう、体制を整備する。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

##### (1) 諏訪広域消防本部が実施する計画

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

##### (2) 関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- イ 危険物施設の耐震性の向上
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備
- エ 自衛消防組織の強化促進
- オ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

##### (3) 高圧ガス製造事業者等が実施する計画

- ア 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- イ 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- ウ 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- エ ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- オ 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- カ 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

(4) (社)長野県エルピーガス協会が実施する計画

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備する。

(5) 液化石油ガス販売事業者等が実施する計画

- ア 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底する。
- イ 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機（マイコンメーターSを含む）を設置する。
- ウ 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進する。  
特に、学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ等の発生の恐れのある地区及び高齢者世帯等を優先する。
- エ 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知する。

(6) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者が実施する計画

- ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- イ 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備

### 3 河川施設の二次災害予防対策

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合に備え、河川施設の被災後の保全に留意する必要がある。

市は、所管する河川管理施設の耐震性を向上させるとともに、現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

### 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 情報収集体制の整備

市は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり等に備え、それら災害の発生が懸念される危険箇所について、事前調査により把握を行い、被災時に適切な点検が行えるよう体制を整備する。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、地域住民からの通報等に速やかに対応できる情報収集・伝達体制の整備を図るとともに、緊急時の警戒避難体制も整備する。

## 第29節 防災知識普及計画

風水害対策編第1章第30節を準用する。

## 第30節 防災訓練計画

風水害対策編第1章第31節を準用する。

## 第31節 災害復旧・復興への備え

風水害対策編第1章第32節を準用する。

## 第32節 自主防災組織等の育成に関する計画

風水害対策編第1章第33節を準用する。

## 第33節 ボランティア活動の環境整備

風水害対策編第1章第34節を準用する。

## 第34節 災害対策基金等積立及び運用計画

風水害対策編第1章第35節を準用する。

## 第35節 震災対策に関する調査研究及び観測

全機関

### 第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査を行い、総合的な震災対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県においては、長野県地震対策基礎調査を実施し、県内における被害想定を行っているので、本市は、そのデータを活用するなど調査研究を行い、総合的な震災対策の実施を図る。

### 第2 主な取り組み

県・市・各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 防災アセスメント調査等の定期的な実施

(1) 市は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。

(2) 市は、国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、データの累積に努める。

### 第36節 企業防災に関する計画

風水害対策編第1章第37節を準用する。

### 第37節 観光地の災害予防計画

風水害対策編第1章第38節を準用する。